

## ○ 輸入食品監視業務

### (1) 全国の検疫所における輸入食品の監視指導体制の概要

我が国に輸入される食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、国民の食生活の多様化、食品の国際流通の進展等に伴い、年々増加してきたところである。

我が国の食糧自給率は、38%（供給熱量総合食料自給率。農林水産省「平成28年度食料需給表」）とされており、カロリーベースで62%の食品を輸入に依存しており、輸入食品の安全性を確保することは、国民の健康を守るうえで重要な課題となっている。

輸入食品の安全確保を図るため、全国32か所の検疫所輸入食品届出窓口においては、審査を行う輸入食品等について、厚生労働本省により年度毎に策定される輸入食品監視指導計画に基づき、横浜、神戸検疫所の輸入食品・検疫検査センター及び東京等6検疫所の検査課においてモニタリング検査を実施するとともに、違反の蓋然性の高い食品に対しては命令検査を実施し、また、輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導を行う等、監視及び指導業務を行っている。

平成19（2007）年には那覇検疫所に輸入食品相談指導室が設置され、これにより全国13か所の検疫所において輸入相談が行われることになり、より一層の輸入者への指導の充実・強化が図られた。

### (2) 輸入食品監視業務

輸入される食品等は、食品衛生法第27条で、「販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装、おもちゃ（6歳未満を対象）を輸入する者は、輸入の度、厚生労働大臣に届け出なければならない」と規定されており、沖縄県に輸入される食品等は那覇検疫所に届け出される。なお、那覇空港内にて保税される食品等については那覇空港検疫所支所に届け出される。

また、輸入を行う者は、食品衛生法第3条により、輸入しようとする食品等について自ら安全性の確保を図り、食品衛生法に適合しているか確認しなくてはならないという責務が課せられている。



冷凍倉庫での現場検査



冷凍豚肉のサンプリング

検疫所の食品衛生監視員は、これら輸入食品等の届出の内容を審査し、必要に応じて検査(輸出国や品目ごとに定められた検査命令、年間計画に従って行うモニタリング検査)を行い、日本の食品衛生法に適合しているか監視を行っている。

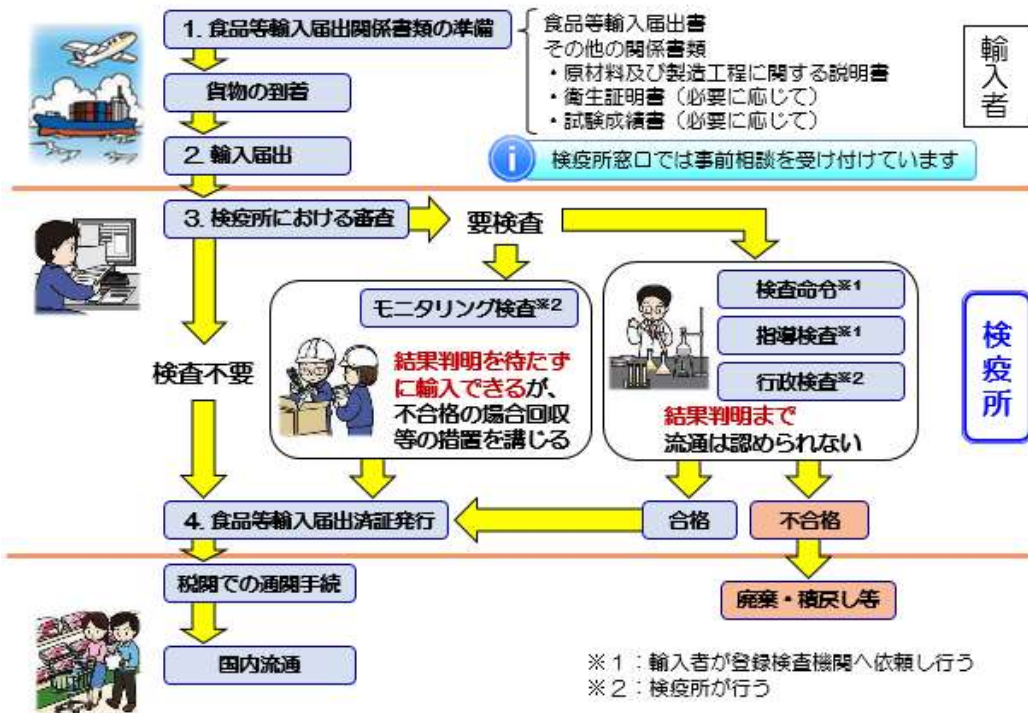
また、那覇検疫所では、輸入者の自主的な衛生管理の推進のために、食品等の輸入手続き、検査命令や検査強化品目等の輸入時の検査体制、食品添加物や残留農薬等の規制についての情報提供、輸入前の自主検査の指導等を行っている。



ノルウェー産サーモン



中国産おもちや (ぬいぐるみ)



### 食品等の輸入手続の流れ

初めて輸入する食品や過去に違反のあった食品等について事前相談を行い、食品等の輸入における食品衛生法違反の未然防止に努めている。

那覇検疫所には輸入食品相談指導室が置かれており、また那覇空港検疫所支所においても事前相談に応じている。



輸入相談の様子



輸入者等説明会の様子

#### 食品監視窓口の人員体制

現在、那覇検疫所では食品監視課長、輸入食品相談指導室長、監視指導係長、係員の4名の食品衛生監視員が専属で業務を行っている。

那覇空港検疫所支所においては、検疫衛生・食品監視課長、係員（2名）の3名の食品衛生監視員が業務を行っている。

#### 窓口開庁時間

那覇検疫所	平日：8時30分～17時15分	土日祝祭日年末年始：閉庁
那覇空港検疫所支所	平日：8時30分～17時15分	土日祝祭日年末年始：閉庁

#### 管轄地域

沖縄県（ただし、那覇空港は那覇空港検疫所支所が担当する。）